

上代國語の代名詞について

篠 月 清 美

みぢ採りてむ（一五・四二一一）

上代國語の代名詞について、指示代名詞の指示的機能と承應的機能とを考察し、この両機能と指示代名詞のもつもう一つの機能

――対象を代表する機能との関係、並びに代名詞の品詞としての範囲を考えてみたい。

國語の代名詞のうち、いわゆる指示代名詞が現場における指示の機能をもつてていることは、上代においても明瞭である。たとえば、

許能御酒は わが御酒ならず ……（記四〇）

梅の花 散らくはいづく しかすがに 許能城の山に 雪は
降りつつ（五・八二三）（万葉集の訓は定本万葉集による。）
あをによし 奈良の大路は 行きよけど 許能山道は 行き

悪しかりけり（一五・三七二八）
許能時雨 いたくな降りそ 吾妹子に 見せむがために も

などにおいては、いずれも表現主体が現場にある御酒、現に見ている城の山、現に歩いている山道、現に眼前に降つている時雨を指してコノといつてゐるのである。

此岳に 菜摘ます児（一・一）

この此は仮名書きではないが、コノと訓むことに疑いはなく、やはり現場指示である。

宣命には、

許能天官御座坐而 （宣命六）

皇太子斯王^{國学志}頂令荷^臣 （宣命九）

などの例がある。「斯王」について本居宣長は、

皇太子、此時太上天皇の大前にして舞給へるなれば、此王と
さして申給ふ也（統紀歴朝詔解）

と、それが現場指示であることを説明している。（これらのコノをすべて代名詞とすべきであるかどうかは、一考を要する問題で

あつて、そのことについては後に述べる。)

羽敵きとも 許ゆ禮れいは宣せんはず …… 羽敵きとも 許ゆも宣せんはず (

記五)

許ゆ禮れいを除のぞきて 又はあり難むずかし さならへる 魔まは無なけむと

…… (一七・四〇一一)

などのヨ・コレも同じく現場指示である。

針袋はりぶくろ 已い礼れいは賜たまりぬ すり袋すりぶくろ 今は得とてしか 翁おきなさびせむ

(一八・四一三三)

この場合のヨンはどうであろうか。というのは、これは現場指示でなく、たゞ針袋を承けてヨンといつているようにも感じられるからである。しかしこの場合も、針袋はこの歌の作者である池主が家持から貰つてその手もとに持つていているのであるから、やはり現場指示と解すべきであろう。表現の形式は、前にあげた宣命九の「皇太子斯王」と同じである。

大富は 此間このまと聞きけども 大殿だいどんは 此間このまと言いへども ……

(一・二九)

作者が立つている場所を直接にヨコと指したのである。

さて以上現場指示の機能を持つヨ・コレ・ヨコ(すなわちヨの

系列)をあげて来たのであるが、これらはみな、表現主体に関する(もしくは表現主体の勢力範囲にある)事物や場所を指すものである。これに対して、表現主体に対する対者に関する事物や場所を指示するソ・ソレ・ソヨ(すなわちソの系列)があつたと考えられるが、その例は殆んど見出されない。いまその例と認められるものをあげると、

わが岡の 靈體神に言ひて 降らしめし 雪の堆くずし 彼所に
散ちるりけむ (二・一〇四)

いうまでもなく彼は上代ではソと訓まれた字であるから、彼所をソコと読むことには變いはない。このソコは贈答歌であるこの歌を受け取る人のいる場所、すなわち表現主体であるこの歌の作者からいえば、対者の場所を指しているのであって、やはり指示である。主体のいる場所がヨコで、その話しかける相手のいる場所がソコなのである。

このような指示(特に現場指示)の機能をもつたソの系列の指示代名詞が殆んど見出されないというのはなぜであろうか。その理由は上代国語の資料である散文には殆んど対話文がなく、又歌には贈答歌、問答歌が少く、その大部分が monologue の性格のものであるからであると思われる。従つて当時の口頭語には勿論用いられていたとしなくてはならない。

カ・カレなどの用例も文献の上には少ししか見出されない。それは遠称としてのカの系列が未發達であつたからだというのが通説である。

II

いわゆる指示代名詞が指示の機能のほかに、先行表現を承ける機能をもつてゐることは、われわれの経験的に熟知しているところである。古事記伝なども文章を解釈するに当つてしばしば其が上を承けるというような説明をしている。

このような、先行表現を承ける機能を、いま承應的機能と名づ

け、指示の機能と区別することにする。この二つを別の範疇として立ることによって、指示の機能をも的確に把握することが出来るようと思う。以下実例について考察してみよう。

植ゑし田も 蒔きし畠も 朝ごとに 潰み枯れ行く 曾を見

れば 心を痛み …… (一八・四一二二)

このソが、先行表現を承けるものであることは明らかである。

み吉野の 耳我の嶺に 時なくぞ 雪は降りける 間なくぞ
雨は零りける 其雪の 時なきが如 其雨の 間なきが如

…… (一・二五)

この歌のこの部分の二つの其をソノと訓むことには問題はない。

これらの其はそれぞれ上に出でいる雪または雨を承けて「其雪」「其雨」といつてゐるのであつて、現場指示のソノとはつきり区別される。(このソノをすべて代名詞とすべきかどうかについては、後に述べる。)

承應的機能をもつたソの系列の用例は多く見出すことが出来るが、それらはほぼ二種類に大別される。

その一は、先行表現の事物もしくは内容を承けるもので、前にあげた例もそうであるが、たとえば、

檜の襦手を …… 浮べ流れれ 其を取ると さわく御

民も …… (一・五〇)

吾が屋前に 花ぞ咲きたる 其を見れど 情も行かず …

…… (三・四六六)

妹が門 行き過ぎかねつ ひさかたの 雨も零らぬか 其を
因にせむ (一一・二六八五)

処女らが 心を知らに 其を知らむ よしの無ければ …

…… (一三・三二五五)

赤駒の 鹿を立て 黒駒の 鹿を立てて 彼を飼ひ …

…… (一三・三二七八)

朝ごとに 潰み枯れ行く 曾を見れば …… (一八・

四一二二)

などのソがそれであつて、いざれも先行表現の事物もしくは内容を承けるものである。

…… 明日もかも 見し賜はまし 其山を 振り放け見つ
つ …… (二・一五九)

このソノは、先行の神岳山を承けている。

…… 靈しくも 坐す神かも 石花の海と 名づけてあるも 彼山の 包める海ぞ 不尽河と 人の渡るも 其山の水のたぎちぞ …… (三・三一九)

不尽の嶺に 零り置く雪は 六月の 十五日に消ぬれば 其夜ふりけり (三・三二〇)

山守の ありける知らに 其山に 標結ひ立て 結の辱しつ (三・四〇一)

夕闇は 路たづたづし 月待ちて 行かせ吾が夫子 其間にも見む (四・七〇九)

橋は 実さへ花さへ 其葉さへ 枝に霜降れど いや常葉の樹 (六・一〇〇九)

照左豆が 手に纏き古す 玉もがも 其緒は替へて 吾が玉

にせむ (七・一三二六)

霍公鳥 無かる國にも 行きてしか 其鳴く声を 聞けば苦
しも (八・一四六七)

天の河 橋渡せらば 曾能[。]上ゆも い渡らさむを 秋にあら
ずとも (一八・四一二六)

これらのソノも、いずれも先行の事物、もしくは先行表現の内容
を承けるものである。「山守のありける知らに」の「其山」は、
山守の有る山、「月待ちて行かせ吾が夫子」の「其間」は、月を
待つ間の意味である。

ねばたまの 其夜の月夜 今日までに 吾は忘れず 間なく
し念へば (四・七〇二)

この歌は、連作二首の第二首目の歌であつて、其は前の歌を全体
として承けていて、やはり承応的機能を發揮している。

憶良らは 今は罷らむ 子哭くらむ 其彼母も 吾を持つら
むぞ (三・三三七)

の其彼は、まだ定訓を得ていない文字であるが、山田孝雄博士の
『万葉集講義』に従つて、「ソモソノ母モ」と訓み、其も彼も承
應的の用法であるとするのが、最も妥当ではないかと思う。

家思ふと こころ進むな 風守り 好くしていませ 荒其路
(三・三八一)

周防にある 磐国山を 越えむ日は 手向よくせよ 荒其路
(四・五六七)

この二首における其はどう解すべきであろうか。荒の訓み方も
『全解』はアラキであり、『新校』はアラシである。後者のソノ

は明らかに磐国山を承けているから、前者のソノも「いませ」を
承けて「あなたのいらつしやる路」の意とすべきであろう。そして荒は、アラシと訓んで、この結句で上の理由を述べたものと解
したい。

名児の海を 朝榜[。]ぎ来れば 海中に 鹿児ぞ鳴くなる あは
れ其鹿児 (七・一四一七)

かき霧[。]し 雨の零る夜を 霍公鳥 鳴きて行くなり 恰怜[。]其
鳥 (九・一七五六)

この二首の其は、現場指示のソノのようにも感じられるが、やはり承応的機能のもので、上を承けてソノといい、この結句が、詠歎的表现となつてているのである。

これと同じような表現と見るべきものに、次ぎのような例がある。

八雲起つ 出雲八重垣 妻[。]ごみに 入重垣作る 曾能[。]八重垣
を (記一)

たまきはる 宇智の大野に 馬竝めて 朝踏ますらむ 其草
深野 (一・四)

その雪の 時なきが如[。] その雨の 間なきが如[。] 限もおちず
念乍叙來[。] 其山道乎 (一・二五)

このうち、最後の長歌の「念乍叙來[。] 其山道乎」の二句について、『講義』は、これを「オモヒツヅコシ ソノヤマミチヲ」と訓み、

下に「其山道」とあるに照して考ふれば、今通りつつある語勢にあらねば、「コシ」とよみてその山道を顧み想ひたまへ

りとすべし。若し「クル」とよまむには、「」の山道」とあるべきものなるを思ふべし。

と説明している。

しかるに、『全註解』は、これを「オモヒツツヅクル ソノヤ マミチヲ」と訓み、

講義に、下に其山道乎とあるに依つて、來をコシと読むべしとし、クルならば此山道乎とあるべきであるとしてゐるが、

それは理由の無い説である。「妻ごみに八重垣つくるその八重垣を」の如き明証もあつて、現在形で差支無いのである。

終止形の句。ヲは感動の助詞。その山道なるよの意である。と説明している。いずれにしても、ソノは承応的の用法であつて、上の表現全体を承け、下に助詞ヲを取つて詠歎的な句を作ること、「曾能入重垣を」と同じである。「玉きはる」の歌の「其草深野」も同様な用法であつて、『古義』は、

其とは人のしりたるものを正しくさす詞なり。されば上なる内野即ちその野なり。

と解いている。助詞ヲは取つていないが、体言止めで、詠歎的な句となつてゐる。これらは前掲の「あはれ其鹿児」、「あはれ其鳥」などの詠歎的な表現であるとの共通する形式である。

三

ところが、承応的機能のソノの用法には、その二として、次ぎのような一類がある。

石竹の 其花にもが 朝旦 手に取り持ちて 恋ひぬ日無け

む (三・四〇八)

三諸の 其山並に 子等が手を 卷向山は 繼のよろしも

(七・一〇九三)

九月の 其初雁の 使にも 念ふ心は 聞え来ぬかも (八
・一六一四)

鷺の住む 筑波の山の 裳羽服津の 其津の上に ……
(九・一七五九)

何すとか 君を厭はむ 秋芽子の 其初花の 敏しきものを
(一〇・一二七三)

皇神の 領き坐す 新川の 曾能立山に …… (一七
・四〇〇〇)

これらのソノは、連体修飾句とそれによつて修飾される体言との間に介在し、連体修飾句を承けて、それ自身も体言を修飾する。換言すれば、連体修飾句をソノで繰り返す関係に立つてゐる。すなわちソノはなくとも意味は通ずるのであつて、ソノは連体修飾句の内容を確かめる、もしくは強調する役割を果してゐるものと認められる。

右にあげたのは、連体修飾句が体言にノの連なつたものである場合であるが、連体修飾句が用言（又は用言に助動詞のついたもの）の連体形である場合が勿論存する。たとえば、

朝にけに 見まく欲りする 其玉を 如何にしてかも 手ゆ
離れざらむ (三・四〇三)

吾が夫子を 相見し其日 今日まで 吾が衣手は 乾る時
も無し (四・七〇三)

山の際に 渡る秋沙の ゆきと居む 其河の瀬に 浪立つな
ゆめ（七・一一二二）

…… 君が見む 其日までには 山下の 風な吹きそと
…… （九・一七五一）

今日の日に いかにか及かむ 筑波嶺に 昔の人の 来けむ
其日も （九・一七五四）

我が故に 思ひな瘦せそ 秋風の 吹かむ曾能月 逢はむも
のゆゑ（一五・三五八六）

一本の なでしこ植ゑし 曾能心 誰に見せむと 思ひ初め
けむ（一八・四〇七〇）

剣刀 いよ研ぐべし 古ゆ 滅けく負ひて 来にし曾乃名
ぞ（二〇・四四六七）

これらのソノの承ける連体修飾句は、ソノがなくとも直ちにその下の体言に続き得るものである。ソノはやはり強調の作用をしているものと考えられる。では、

絶照 片岡山に 飯に飢て 臥せる 諸能旅人あはれ 親
無しに 故成りけめや さす竹の 君はや無き 飯に飢て
臥せる 諸能旅人あはれ（紀一〇四）

の歌のソノは、どうであろう。日本書紀は、

十二月、庚午の朔の日、皇太子、片岡に遊行し給ひき。時に飢ゑたるひと道のほとりに臥せりき。仍りて姓名を問ひ給へども言はず。皇太子、覩そなはして、飲食をたまひ、即ち衣裳を脱ぎて飢ゑたる人に覆ひて、「安く臥せ」と宣り給ひ

て、歌よみし給ひしく、
と、この歌のよまれた時のこと記している。書紀のこの記述はともかくとして、歌そのものの内容から、この歌が現場での作であることは明らかであろう。であるとすれば、「諸能旅人あれ」のソノは、現場指示のソノであろうか。ここで対照されるのは、万葉集にある同じ聖徳太子の御歌、

家にあらば 妹が手纏かむ 草枕 旅に臥せる。此旅人あはれ（三・四一五）

である。この歌の詞書は、
上の宮の聖徳皇子の、竹原の井に出遊しし時、龍田山の死れる人を見て、悲傷みて作りませる御歌
となつてゐる。これも明らかに現場での作である。そして死人を指してコノといつており、コノは現場指示のコノである。従つて書紀の歌のソノが現場指示であるなら、ソノでなくむしろコノとあるのが妥当なようと思われる。とすれば、このソノは現場指示のソノでなく、前にあげた承応的のソノであつて、連体修飾句である「飯に飢て 臥せる」を承け、それを強調していると解すべきではなかろうか。

四

さて古事記には、コノと譲るべき此、ソノと譲るべき其が頻繁に用いられ、これらが既述の事物を承けて叙述を進行させていく。その例は一々あげるまでもない。直前の事物を承けてそれを叙述の主題とする時はコノであるが、その他は殆んどソノで承け

る。宣長は、古事記伝の一之巻の「訓法の事」の条で其の字を説明して、

つねの如く曾能と訓べし、但し此字あまり繁く置きたれば、中には捨て読みじきもあり、又彼字と相通はして、共に曾能とも加能とも訓べき處あり、又許能と訓て宜しき處もあり（記傳四八頁）

といい、本文の訓説で、其をカノ又はコノと訓んでいる所があるが、それは検討を要するようと思われる。

また古事記にはコレの次ぎのような用例がある。

爾思金神及八百万神議白之。天善比神是可遣。（記傳、全集本六〇七頁）

爾思金神及諸神白之。坐天安河河上之天石屋名伊都之尾羽張神。是可遣。若亦非此神者。其神之子建御雷之男神。此心遣。（記傳六六一頁）

爾答白久。僕者不得白。我子八重言代主神是可白然。（記傳六六六頁）

これらについて宣長は「訓法の事」の条で、

漢文の格に似たれども、然にはあらず、古語なり、許札と訓べし、「こはまづ其名を顯して、さて是神云々といふに同じ、委くいふときは、天善比神と云神あり、是神遣べしといはむが如し、漢文に此字を置く意とは異なり」（記傳四八頁）

といつてある。

このような代名詞の用法を、春日政治先生は、『西大寺本金光明最勝王經古点の國語学的研究』の中で、接続代名詞と名づけられ、その用法を詳しく説明しておられる。先生が西大寺本金光明最勝王經の訳文の中からあげておられる例の二三を示すと、（訳文に平仮名で書かれた部分は乎己止点、片仮名で書かれた部分は仮名点、（ ）で囲まれた部分は、先生の補訳である。漢字は全部原本にある通りであるから、仮名の部分は古点の原訓説において読み加えられた國語的要素である。）

小なるいは「者」是レ愛子なり。

飲食と薬とを差フこと無ク（する）、斯を善キ医者と名（づ）ク。

聞持陁羅尼、コレヲ以て根本と為り。

などがそれである。これについて先生は、

これは要するに漢文を逐字に訳説することから作られた形であつて、日本固有の文構成に全然ないとは言はれないが少いものである。（前掲書研究篇三〇六頁）

と記しておられる。

右のような代名詞の用法も、その承応的機能に本づくものということが出来よう。

春日先生はまた上述の接続代名詞の条で、代名詞語源の接続詞として「是ノ故ニ」、「是レヲモチテ」、「是ヲモチテ」などを挙げられ、それらが接続の機能をもつのは、もと接続代名詞に起源するからであるとされた。そしてその例として、
清淨の仏地を得たまヘルをモチテ、是の故に……

「」者去る來も無ク及所取も無キを以て、是レをモチテ……
是等の如キ無尽無滅の諸施羅尼門を、成就すること得フル故
に、是コをモチテ……

などをあげておられる。（接続詞に代名詞起源のもの多いこと
は、殊に現代の国語に著しい現象である。）

「コノ点」、「ソノ点」の意に用いられるコノ、ソノについて
は、春日先生も述べておられ、前の例にも「是コラモチテ」とい
うのがあつたが、このコノ、ソコも承応的機能の代名詞である。
万葉集には、

あしらきの 山鳥こそば 峯向ひに 燐問すとシく 現身の
人なる我や 何すとか 一日一夜も 離り居て 嘆き恋ふら
む 許己念くば 胸じそ痛め 其故爾 情和ぐやと ……
(八・一六二九)

玉杵の 道行く我は 白雲の 棚引く山を 磬根踏み 越え
隠りなば 恋しけく けの長けむぞ 則許念くば 心し痛し
(一七・四〇〇六)

などのように見えてくる。

右の初めの例に見える「其故爾」は

…… 其故。皇子の宮人 行方知らずも (二・一六七)
…… 其故 術知らましや (二・一九六)

などの例もあるが、すべて『万葉考』に従つて「ソコユヨニ」と
訓むのが通説となつてゐる。集中の仮名書きの例には、
…… 所虚故 感めかねて (二・一九四)

……………曾己由惠爾 情和ぐやと (一九・四一五四)
などがある。この「ソコユヨニ」は接続詞的に用いられており、
代名詞起源であつて、代名詞の承応的機能に本づくものといふ
ことが出来よう。

以上、私は、いわゆる指示代名詞に指示の機能のほかに承応の
機能のあること、この両者を区別して二つの範疇として立てるこ
とが必要であることを述べて来た。ところが英語についても代名
詞にほかこれと同じような二つの範疇を立てる考え方がある。
それはクリュイシンガ (E. Kruisinga) の A Handbook of

Present-day English, 1932. に記載の語であるし、彼はこの書
の第11章の代名詞の章で、代名詞、殊に指示代名詞の用法として
deictic use.

anaphoric use.

の二を掲げ、それを詳しく述べてある。これは参照するに足り
ると思う。

五

いわゆる指示代名詞のうち、コノ・ソノの形のものを、私は以
上の記述でそれぞれ一様に扱つて来たが、これらは上代において
も、

「、コノ・ソノを一語として扱うべきもの

二、コまたはソに格助詞ノのついた連語として扱うべきもの
の二種に分かたれるように思う。既にあげた例についていえば、
梅の花 散らくは何処 しかすがに 許能城の山に 雪は降

りつつ (五・八二三)

あをによし 奈良の大路は 行きよけど 許能山道は 行き
悪しかりけり (一五・三七二八)

み吉野の 耳我の嶺に 時なくぞ 雪は降りける 間なくぞ
雨は零りける 其雪の 時なきが如 其雨の 間なきが如

(一・二五)

などのコノ・ソノは第一の部類に属する。これらは単純に指示もしくは承応の機能のものである。しかるに、石竹の 其花にもが 朝旦 手に取り持ちて 恋ひぬ日無けむ (三・四〇八)

蝶恋娘子の 其姿の 端正しきに (九・一七三八)

不尽の嶺に 零り置く雪は 六月の 十五日に消ぬれば
其夜降りけり (三・三二〇)

霍公鳥 無かる国にも 行きてしか 其鳴く声を 聞けば苦
しも (八・一四六七)

霍公鳥 此よ鳴き渡れ 燈火を 月夜に比へ 曾能影も見む
(一八・四〇五四)

橋だにも 渡してあらば 曾能上ゆも い行き渡らし …

(一八・四一二五)

などのソノは、そのソが指示もしくは承応の機能とともに、また対象を代表する機能をももつてゐることは、明らかであろう。そしてそのソは、

吾が屋前に 花ぞ咲きたる 其を見れど 情も行かず …

… (三・四六六)

妹が門 行き過ぎかねつ ひさかたの 雨も零らぬか 其を

因にせむ (一一・二六八五)

朝ごとに 潰み枯れ行く 曾を見れば …… (一八・
四一・二二)

などのソと同じものであつて、それに助詞のノが連なつてゐる。すなわち、コ・コレ・ココ及びソ・ソレ・ソコなどは、指示もしくは承応の機能とともに対象を代表する機能をもち、これに對して、第一類のコノ・ソノは、単純に指示もしくは承応の機能しか持たない。それ故に、兩者は明らかに区別すべきものと思うのである。

ここで代名詞並びに指示代名詞の本質に関する諸説を顧みてみよう。まず田中義廉の『小学日本文典』を見ると、彼は代名詞を、「一度記したる名詞に代へ用うる」詞であると規定している。この考えは大槻文彦博士の『広日本文典』にもあつて、

代名詞ハ、名詞ノ一種ニシテ、人、事、物、等ノ名ニ代ヘテ
イフ語ニテ、且多クハ、同一ノ名詞ノ連出スル時ニ、其煩ヲ

省カムガ為ニ用キルモノナリ。

と記している。「名詞に代へ用うる」と「名ニ代ヘテイフ」とでは、相当の差異があるとしなければならないであろうが、『広日本文典別記』には、「名詞ニテ、一種、名詞ノ代理ト見テ可ナリ」という説明がある。

山田孝雄博士は、代名詞を名詞の代りとする考え方を斥けて、代名詞とは名目をいふ代りに用ゐる詞の義にして、体言の一

種なるが、概念そのものを直接にあらはさずして、たゞ其を間接にさすに用ゐらるゝものなり。（『日本文法学概論』）と定義された。これは代名詞の本質に関する一つの代表的な見解であると思う。私は、代名詞のこのような性質を、対象を代表する機能と名づけることにしたい。

これに対して、代名詞の本質は指示の機能にあるという説が一方に行われ、それが一般的な考え方となつている。たとえば、安田喜代門氏はその『国語法概説』で、

代名詞は、体言中、ものを指す語であるといへば足る。

といわれた。また橋本達吉博士も『新文典別記』上級用で、

名詞は事物そのものの名目、名称によつてその事物をあらはすものであります。代名詞は事物を直接に指示していふ点が名詞と異なる所です。

といつておられ、やはり代名詞を指示する語と考えられたようである。（前に掲げた山田博士の定義にも「さす」という用語のあるのは注意すべきである。）

しかし、代名詞の本質を指示語であると考えるのは、果して妥当であろうか。というのは、それでは人称代名詞を適切に説明することが出来ないからである。私の考えでは、人称代名詞は対象を代表する機能——対話における資格によつて対象を代表する機能をもつものであつて、決して指示する機能をもつものではない。指示する機能を代名詞全体の機能と見る考え方には、指示代名詞のもつてゐる指示の機能を不當に拡大して人称代名詞にも及しているのではないであろうか。

人称代名詞には、まず話し手である第一人称とその相手である第二人称とがある。いずれもその対象の対話における資格を表すのである。そしてそれ以外の人、事、物、及び場所、方角等は、國語においては、整然たる指示の体系（話し手及び相手との関係による体系、殊に現代語においてはコソアドの体系）をなしてゐる。しかしながら、これらは単に指示（もしくは承認）の機能をもつばかりでなく、明らかに対話における資格（話し手及び相手、以外のものという資格）において対象を代表する機能をもつてゐるのであつて、その点では第一人称及び第二人称と通ずる性質をもつてゐる。そこで學者によつては、指示代名詞という範疇を立てずに、これを第三人物と称する人もあるわけである。田中義廉は、前掲『小学日本文典』で、人代名詞を立て、その中に第三人称を置き、いわゆる指示代名詞をそこに含めている。そして別に指示代名詞を立てるのであるが、それは前にあげたコノ・ソノ（一語をなすもの）をさすのであつて、

此代名詞は、手指を以て指すが如く、事物を示すときに、用うる詞なれば、常に名詞の前にありて、其用、殆ど形容詞に同じ。故に此詞は又指示形容詞と名くることあり。

と説明している。大槻博士は、『広日本文典』で、人代名詞に他称を立て、ほかに指示代名詞を立てて、

事物、地位、方向、等ヲ指示スニイフ代名詞アリ。コレヲ指示代名詞トイフ。

と説明し『別記』の中で、

こそあか等ヲ「ヨノ」「ソノ」「アノ」「カノ」ナドト組立

テ、一語ト見ル時ハ彼ノ demonstrative adjective (指示形容詞)トナル。或ル文典ニ此ノ組立タルモノヲ、直ニ指示代名詞トシタルハ妄ナリ。

と言つて居る。「或ル文典」とは、『小学日本文典』をさすのであろう。

人代名詞、事物代名詞などと代名詞を対象によつて分類することも出来るが、人代名詞といえどいわゆる指示代名詞の中にもあるのであつて、人代名詞と指示代名詞とを対立させるのは正しくない。人称とは対話における資格を意味すると解すべきで、人称代名詞は人代名詞と同義ではない。

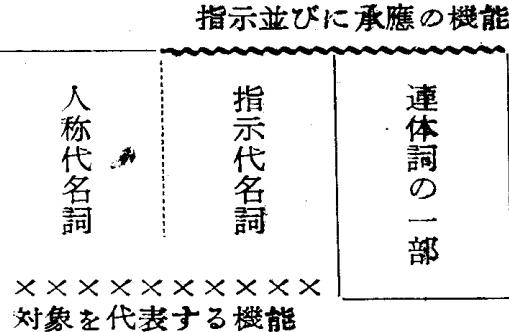
かくて私は、上代においても、一語であつて単に指示もしくは

承応の機能だけをもつコノ・ソノは、連体詞に入れるべきであると考える。単に指示もしくは承応の機能をもつものはいわゆる指示代名詞のほかに連体詞の一部にもあるわけ

であり、更に副詞の一部にあるわけであつて、これらをその意味で指示語としてまとめて考えることは可能である。

しかし指示代名詞はこのような機

能のほかに、既に述べたように、人称代名詞と通ずる機能をもつてゐるのであつて、これが代名詞の代名詞たる所以であり、代名詞が主格に立



ち得るのゆゑの故である。すなわち指示代名詞は指示語と代名詞との、いわば二重性格をもつてゐるということになる。その間の関係を図示すれば、上のようになるであろう。

たゞこれを第三人称と名づけることは、あまり適切とは考えら

れない。それは国語に英語などにおけると同様な第三人称の語がないからである。そして話し手及びその相手以外の人、事物、場所、方角等は国語独特の指示の体系をなす代名詞によつて表されるのであるから、これを人称代名詞と離して指示代名詞と呼ぶ方が適切であろう。そしてそれが承応の機能をもつことは、既に述べた通りである。代名詞の範囲は指示代名詞で限るべきで、連体詞及び副詞の一部をこれに加えるべきではないと思ふ。(註二)

註

(一) 佐伯梅友氏「其故——万葉のことば——」(國語國文昭和二十六年一月号) 参照。

(二) 時枝誠記博士は、岩波全書『日本文法 口語篇』において、代名詞の特質を、「話手と事柄との關係概念を、話手の立場に於いて表現するもの」と規定され、代名詞分類表には、人称代名詞、指示代名詞だけでなく連体詞及び副詞の一部をも含めておられる。

記

これは昭和二十七年七月五日、國語学会(福岡)の公開講演会において講演したものである。
なお、井手至氏が、「國語國文」昭和二十七年九月号の「文脉指示語と文章」及び「万葉」第五号(昭和二十七年十月)の「万葉の指示語」で、この問題を論究しておられた。参考を乞う。